

件名：

在米の日系企業へのお知らせ：国際協力銀行（JBIC）によるコロナ緊急支援（新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ）の契約調印期限の延長について（訂正）

ポイント：

標題について 7 月 14 日付で送付した領事メールは、リンク先資料が開封できない不具合がございました。お詫びの上、訂正した領事メールをお送りいたします。

国際協力銀行（JBIC）より当館に対して、新型コロナ危機対応緊急ウィンドウの支援メニューに関する契約調印期限が2021年12月31日まで延長されたとの紹介がありました。詳細は本文と資料をご確認ください。

本文：

新型コロナ危機対応緊急ウィンドウの支援メニューは、①新型コロナウイルス感染症による影響と資金調達に因果関係があるもの、②コロナの感染防止に資するもの、③コロナを含む感染症全般への対応強化に資するものが対象案件です。この度、契約調印期限が2021年6月30日から2021年12月31日まで延長されました。詳細やその他の支援メニュー等については、資料をご参照ください。

*注：本件は企業向けの融資制度で、個人は対象となりません。

○本件に関する資料

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100212853.pdf>

○2020年10月9日付当館領事メール「日系企業へのお知らせ：国際協力銀行（JBIC）によるコロナ緊急支援（新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ）について」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100102025.pdf>

○連絡先

本件にご関心等のある方は、下記JBIC 担当者にお問合せ下さい。

国際協力銀行（JBIC）ワシントン駐在員事務所

鈴木 首席駐在員 hiro-suzuki@jbic.go.jp

小林 駐在員 y-kobayashi@jbic.go.jp